

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	株式会社高見澤（長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14） サンリン株式会社（長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3） 相馬商事株式会社（長野県佐久市野沢1番地） 北信米油株式会社（長野県長野市柳原2551番地） 株式会社本久（長野県長野市桐原一丁目3番5号） 吉田興産株式会社（長野県長野市若里5丁目16—8） 株式会社武重商会（長野県上田市常田二丁目20番26号） 渡辺商事株式会社（長野県長野市篠ノ井御幣川1128番地の1） 中野アポロ株式会社（長野県中野市大字吉田280番地2） 株式会社花岡（長野県長野市吉田4丁目14番15号）
入札参加停止の期間	株式会社高見澤 令和7年12月5日 から 令和8年8月4日まで（8か月） 長野県物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 第4第2項第1号（短期加重措置）適用 サンリン株式会社 他8者 令和7年12月5日 から 令和8年6月4日まで（6か月）
事実概要	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。
理由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。

備 考	【入札参加停止措置要領別表第2第5号】	
	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内